

答申第 803 号

諮問第 1391 号

件名：卸売業者事業報告書等の一部開示決定に関する件（第三者異議申立て）

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、貸借対照表（以下「本件情報」という。）を開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、開示請求者が平成 27 年 1 月 23 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が開示請求者に対して同年 3 月 6 日付けで行った一部開示決定を取り消し、本件情報の不開示を求めるものである。

知事は、本件行政文書に異議申立人に関する情報が含まれていることから、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、異議申立人に対して意見書を提出する機会を与えた上で一部開示決定を行い、同月 13 日付けで、異議申立人に対して、同条第 3 項の規定に基づき、本件行政文書のうち一部を開示とする旨の通知をしたところ、本件異議申立てが提起されたものである。

なお、本件異議申立ての提起とともに、本件情報の開示の執行停止の申立てがなされたため、知事は本件情報の開示の執行停止を決定し、開示請求者及び異議申立人に対し、同月 27 日付けで、本件異議申立てに係る決定に至るまで本件情報の開示を停止する旨の通知をした。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、次のとおりである。

当該行政文書は、会社法第 440 条で公告が定められている要旨以外において、公に公開されているものではないため、要旨以外を開示されると当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、愛知県情報公開条例第 7 条第 3 号イに該当する。

イ 意見書における主張

実施機関から開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出さ

れた。その内容は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求は、住民の公共的関心に基づくものではなく、信用調査業者の営利目的のためのものであることは明らかである。本件開示請求が認められた場合、請求者の取得した弊社の財務情報は、弊社との競争相手となる他の卸売会社を含む第三者に販売されることが予想される。請求者の販売行為により弊社の財務情報が広く流布され、そのことにより弊社の財政状態等についての風評等が生じる恐れがある。そうなった場合、弊社に取引関係上の損害が生じる可能性が生じる。このような危険を弊社に受忍させてまで、県が公開すべき公益上の利益は無いと考える。損益計算書については、実施機関においても権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めて非公開としたものであり、貸借対照表もその内容性質から考え、正当な利益を侵害する危険性があると解すべきである。

実施機関は会社法第 440 条第 1 項の規定により貸借対照表の公告が義務付けられていることからこれを公開しても弊社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないとする。

しかし、大会社でない弊社においては、貸借対照表の要旨の公告で足りるのであり、実際も要旨のみの公告を行っているのである。弊社は、自社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを回避するためにそのような措置を採っており、弊社においては公告により公開されるのは貸借対照表の要旨であって、貸借対照表そのものであることはない。法令上も貸借対照表そのものは義務付けられてはいないと解すべきである。

そもそも今回の開示請求は貸借対照表を実施機関が取得したことにより初めて成り立ったものである。実施機関が取得した経緯は、実施機関の卸売市場法に基づく検査の際に検査員の要請に協力して財務諸表等を提出したものである。また、愛知県の定めた卸売市場規則第 33 条により添付が義務づけられているために、それを順守するために同じように提出したものである。但し、様式第 22 の「4 経理の状況（別紙）」において、「卸売業者において、これとは異なる様式により作成したときは、それをもってかえることができる」と規定されている。そこで、現実今年 9 月に行われた、実施機関による検査において、弊社が提出した貸借対照表の要旨について、実施機関より「これでは困るので、決算書の貸借対照表を提出してほしい」と依頼され、検査後速やかに処分することを前提に決算書中の貸借対照表を提出した経緯がある。

また、今回の実施機関の見解にある「開示することとした理由」についても以下のごとく正当性はないものとする。

今回の貸借対照表に関する開示理由として、後段で「会社法第 440 条

で公告が定められている要旨以外において、公に公開されているものではないため、要旨以外を開示されると当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」という弊社の主張を、その次の段において「会社法第 440 条第 2 項においては（中略）、会社計算規則第 138 条から第 142 条までに定める要旨の公告で足りるとされている」と認めている。しかしながら、最終段において、「これを開示しても、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないと考える」は明らかに論理の飛躍および拡大があり、その主張に正当性が認められるものではないと考える。

従って、今回の実施機関の見解は、貸借対照表を公開する理由として無理やり会社法を持ちだして、一般に公開されている要旨ではなく、県の実施機関が市場検査の中で入手した貸借対照表を公開してもよいと考えるのは、あくまで公開することを前提に無理やりくっつけた論理であると言わざるを得ない。

最後に、県の公開条例は県の県民に対する説明責任の担保等のためであるにも関わらず県の検査に協力して弊社が行った行為や法令の義務によって行った行為により予想外の不利益を被ることは不当といわざるを得ない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件情報を開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

愛知県内の地方卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 58 条第 1 項の規定により、知事の許可を受けなければならない。そして、同項の許可を受けた者である卸売業者は、愛知県地方卸売市場条例（昭和 46 年愛知県条例第 53 号）第 25 条に基づき、事業年度ごとに、事業報告書を知事に提出しなければならない。

本件行政文書は、特定の株式会社（以下「本件事業者」という。）が愛知県地方卸売市場条例第 25 条の規定により知事に提出した事業報告書及びその添付書類であって、卸売業者事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書並びに販売費及び一般管理費である。

本件行政文書のうち、貸借対照表については、開示することとしている。

なお、異議申立人は、異議申立書において、貸借対照表の開示決定を取り消す決定を求めていることから、異議申立ての対象となる部分は、本件情報であると解される。

(2) 本件情報を開示することとした理由

株式会社の貸借対照表については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第

440 条第 1 項において、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。」と定められている。

また、同条第 2 項において、「前項の規定にかかわらず、その公告方法が第 939 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。」とされている。ここでいう要旨については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 138 条から第 142 条までに定められており、資産の部は流動資産、固定資産及び繰延資産、負債の部は流動負債及び固定負債、純資産の部は株主資本（資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金（資本準備金及びその他資本剰余金）、利益剰余金（利益準備金及びその他利益剰余金）、自己株式及び自己株式申込証拠金）、評価・換算差額等及び新株予約権に区分すること等とされている。

以上のとおり、株式会社は、貸借対照表について公告することとされており、その内容については、開示しても、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

異議申立人は、異議申立書において、「会社法第 440 条で公告が定められている要旨以外において、公に公開されているものではないため、要旨以外を開示されると当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と主張している。

確かに、前記で述べたとおり、会社法第 440 条第 2 項においては、公告方法を官報又は日刊新聞紙に掲載する方法とする株式会社の貸借対照表については、会社計算規則第 138 条から第 142 条までに定める要旨の公告で足りるとされている。

しかし、会社法第 440 条第 1 項において、株式会社には貸借対照表の公告が義務付けられている以上、本件情報は、公にすることが予定されているものと解され、これを開示しても、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないと考える。

したがって、本件情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当せず、また、同条各号に定めるその他の不開示情報のいずれにも該当しないことから開示することとした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念の

もとに解釈・運用されなければならない。

一方、条例第 15 条第 1 項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めている。

当審査会は、第三者の権利利益及び公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の株式会社が愛知県地方卸売市場条例第 25 条の規定により知事に提出した事業報告書及びその添付書類である。

本件行政文書のうち、実施機関が開示とし異議申立ての対象となった部分は、貸借対照表である。

(3) 不開示情報該当性について

異議申立人の主張は、貸借対照表の要旨以外を開示されると法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 3 号イに該当するというものである。

そこで、本件情報が条例第 7 条第 3 号イに該当するか否かを、以下検討する。

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障することから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報をいう。

イ 会社法第 440 条第 1 項においては、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。」と規定している。

ウ 一方、会社法第 440 条第 2 項においては、「前項の規定にかかわらず、その公告方法が第 939 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。」と規定しており、公告方法として、同法第 939 条第 1 項第 1 号に掲げる方法である「官報に掲載する方法」又は同項第 2 号に掲げる方法である「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法」を定款で定める株式会社は、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及

び損益計算書。以下同じ。)の要旨を公告することで足りることとしている。

これは、官報又は日刊新聞紙に掲載して公告をする場合は、要旨による公告を認めることで、公告のスペースを減らし、掲載に要する費用を削減するといった、官報又は日刊新聞紙という公告方法の性格に配慮したものと解される。

エ 現に、公告方法として、会社法第 939 条第 1 項第 3 号に掲げる方法である「電子公告」を定款で定める株式会社の場合は、要旨による公告でなくとも費用面の負担に変わりはないと考えられ、同法第 440 条第 1 項の規定により、貸借対照表の全文の公告が必要とされている。

オ また、会社法第 440 条第 3 項においては、「前項の株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、第 1 項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後 5 年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前 2 項の規定は、適用しない。」と規定している。

この規定は、会社法第 440 条第 2 項の株式会社、すなわち公告方法として官報又は日刊新聞紙に掲載する方法を定款で定める株式会社が、その公告方法に代えて、インターネット上のウェブサイトへ貸借対照表の内容を掲載する方法をとることができるとする規定であるが、これにより公開する貸借対照表も、前記エと同様に、その全文の公開が必要とされている。

カ このように、会社法では、株式会社の貸借対照表を公にすることを前提としており、官報又は日刊新聞紙に掲載して公告をする場合に限り、その特性に応じて、要旨の公告を認めているにすぎないと解される。

一方、条例における開示又は不開示の判断においては、そうした区別をする理由はなく、株式会社の貸借対照表は、公にすることが予定されている情報であると解される。

したがって、本件情報は、公にすることによって、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第 7 条第 3 号イには該当しない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、本件開示請求が住民の公共的関心に基づくものではなく営利目的のためのものであることは明らかであり、開示請求者の販売行為により財務情報が広く流布され、取引関係上の損害が生じる可能性がある旨主張している。

しかし、条例に定める開示請求制度は、開示請求者の属性や請求の目的を問わず、不開示情報のいずれもが記録されていない行政文書につい

ては実施機関が開示の義務を負うことを定めたものである。そして、本件開示請求が、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資するという条例の目的に明らかに反するものであるとはいえない以上、本件情報が不開示情報に該当しないことについては、前記(3)で述べたとおりであることから、異議申立人のこの主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

イ 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件情報が不開示情報に該当しないことについては、前記(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の株式会社に係る以下の文書

- ・卸売業者事業報告書（平成 25 年度）
- ・貸借対照表（平成 25 年度）
- ・損益計算書（平成 25 年度）
- ・株主資本等変動計算書（平成 25 年度）
- ・販売費及び一般管理費（平成 25 年度）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 6. 30	諮問
27. 10. 9	実施機関から開示理由説明書を受理
27. 10. 16	異議申立人に実施機関からの開示理由説明書を送付
28. 1. 20 (第 478 回審査会)	実施機関職員から開示理由等を聴取
28. 6. 2 (第 490 回審査会)	審議
28. 7. 11 (第 493 回審査会)	審議
28. 9. 16	答申